三菱自動車健康保険組合 御中

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者*1については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満*2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

- ※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。
- ※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者については、180万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日		令和	年	月	日	
被保険者	(フリガナ) 氏 名					
	被保険者等記号・番号					
	日中つながる電話番号		()		
被扶養者	(フリガナ)					
	氏 名					
	被保険者等記号・番号		•			

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 −					
事業所名称						
事業主氏名					印	
電話番号	()					
雇用契約等により	り本来想定される年間収入					田
しまなりに ヒスツ	令和	年	月	から		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間		令和	年	月	まで	
上記期間にお					丑	
労働による					l J	

- 1) 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から三菱自動車健康保険組合に提出する書類です。
- 2) この証明書を提出の際は、別途、**三菱自動車健康保険組合専用フォーム**の「雇用内容証明書」を 添付してください。(三菱自動車健康保険組合ホームページをご参照ください)
- 3) 【被扶養者を雇う事業主の記載欄】の内容に関し、三菱自動車健康保険組合より直接照会させていただく場合があります。